

令和5年度の雇用保険料率変更

Q、令和4年度には、雇用保険の料率が2回変更されましたが、令和5年度も雇用保険の料率変更はありますか。

A、令和5年度も4月に雇用保険料率の変更が行われます。

雇用保険は、その事業に応じて「失業等給付」、「育児休業給付」、「雇用保険二事業（雇用安定事業・能力開発事業）」の3つに区分されています。

今回改定されるのは「失業等給付」の部分で、労働者に対する失業手当、再就職手当、教育訓練給付等の財源に充当されるものです。

令和5年4月1日からは、雇用保険料率の労働者負担分が0.5%から0.1%引き上げられ0.6%になり、事業主負担分が0.85%から、0.1%引き上げられ0.95%になります。その結果、全体としては1.35%から0.2%引き上げられ、1.55%に改定されます。

雇用保険料率は雇用保険料を算出する時に使います。雇用保険料は、毎月の給与や賞与に雇用保険料率を乗じて算出します。

今回の変更に伴い、4月締め分の給与からは雇用保険料を変更して控除する必要があります。もし、保険料の料率変更を忘れてしまうと、後で従業員から不足分の保険料を徴収することになります。給与計算時に、変更時期と変更料率を確認し、対応もれのないようご注意ください。

具体例として、月収20万円の労働者について実際の労働者負担の控除額を考えてみましょう。令和5年3月までは、20万円の0.5%で1,000円を控除していましたが、4月からは、20万円の0.6%なので控除額は1,200円となり、200円多い控除額となります。

事業主負担分と合わせた全体では、20万円の1.55%で3,100円となり、これが4月分の雇用保険料額となります。